

第6期 第5回「中央区自立支援協議会」議事要旨

1 日時：令和元年8月5日（月） 午後6時30分から午後8時00分

2 会場：中央区役所 8階大会議室

3 議事

(1) 中央区障害者（児）実態調査について【資料1】

(2) 中央区障害者優先調達推進方針について【資料2】

(3) その他

4 出席者

委員 17名

是枝会長、齋藤副会長、上田委員、草川委員、相澤委員、前場委員、室田委員、廣澤委員、平賀委員、中村委員、佐藤委員、小林委員、丸物委員、古田島委員、田中委員、山本委員、長嶋委員

事務局 10名

遠藤障害者福祉課長、北澤福祉センター所長(子ども発達支援センター所長兼務)、平川障害者福祉係長、川原障害者給付指導係長、山崎相談支援係長、水村福祉センター管理係長、佐藤福祉センター支援係長、小林子ども発達支援センター発達支援係長、佐藤主事、清水主事

傍聴人 1名

5 要旨

○是枝会長あいさつ

- ・本日の議題は2件。障害者（児）実態調査については、大切な議題であるため、委員の皆様に活発な議論をお願いしたい。

○田中福祉保健部長あいさつ

- ・前回は、アンケート調査の質問項目だけを示し、文章表現や障害特性にあった質問の仕方などについて意見をいただいた。本日は委員それぞれの立場から質問票の見やすさや質問数などについてさまざまな観点から意見をいただきたい。

(1) 中央区障害者（児）実態調査について【資料1】

○遠藤障害者福祉課長より説明（身体・難病、知的、精神）

各部会からの質問や意見に対する回答と、調査の具体的な概要について、資料に基

づき説明を行う。

- ・成年後見制度や権利擁護事業について「利用したいと思わない理由」を全障害対象に設問を追加した。
- ・身体障害者・難病患者実態調査に「今後の就労意向」、精神障害者実態調査に「健康についての不安や悩み」を追加した。

○北澤子ども発達支援センター所長より説明（子ども）

- ・対象者について、特別支援学級在籍児と特別支援教室・通級指導学級在籍児を追加した。
- ・子どもの育ちや発達相談に関する設問の順番、育ちのサポートカルテや養育者の就労形態等について設問内容を見直した。

【質疑・意見等】

(委員) どの障害にも共通の項目で、「あなたが利用したサービスについて支給量は十分だと思いますか」という質問があるが、十分満たしているサービスもあれば、満たしていないと感じるサービスもあると思う。ざっくりと全体が足りているか足りていないかという質問だけでは、調査としては結果が見え難くなってしまわないか。
⇒ (遠藤課長) 補装具のようにその人に合ったものが支給されているかが重要なものなど支給量だけでは捉えられないサービスもあるが、どのサービス量が足りないのか把握できるよう質問の仕方を検討する。

(委員) 調査のサンプリング方法を教えてほしい。答えやすさで例えば7ページの一番上に【問15で「2」と答えた人におうかがいします】のところを、「2.働いていない」にすると分かりやすいと思う。

⇒ (遠藤課長) サンプリング方法としては、男女、年齢、手帳の等級を考慮せずに無作為に抽出を行う。ご指摘の文言については見直しを行う。

(委員) ①知的障害の調査票の付問13-5については、あてはまるものすべてに○ではなく1つだけだと思う。②4択の部分で「2.働きたくない」と「3.自分にあつた仕事があれば働きたい」が逆の順の方が見やすいのではないか。③精神障害に関する実態調査票の付問8-3「病状について主治医から理解できる説明を受けましたか」はどのような意図でこの設問が設けられているのか。④就労・経済状況については、就労継続B型などに週1回とか午前中だけの人は自分が働いているのか迷うと思う。⑤「10.授産施設の仕事」は精神障害者の調査票ではいらないと思う。

⇒ (遠藤課長) ①ご指摘の設問の誤りについては修正する。②選択肢の順番については検討する。③主治医から十分な説明がなされたかどうかを問うものではなく、障害者自身が症状や治療について理解しているかを調査する意図である。④具体的に就労継続AやBなど、わかりやすいように表記する。⑤「10.授産施設の仕事」は精神障

害のある方も通っているため、そのままとさせていただく。

(委員) 子どもの調査票の付問 10-2 で、0 歳児などの移動能力が元々ない年代のお子さんも対象となるため、どこか入られるところを作る方がいいと思う。また、全体的なところで、このアンケート調査の色刷りはこのままなのか、それとも何か色が入るのか、質問の中で「全ての方にお伺いします」と、それ以外の「設問にお答えください」というのが同じように記載されているが分かりにくい。

⇒ (北澤所長) 基本的に医療的ケアを必要としている方に対しての質問であるが、1 歳前、寝たきりのお子さんでも元々まだ歩かない状態の方もいるため検討したい。性別については統一したい。また、色刷りに関してはこのままという形になるが、表記の仕方等での工夫を考えたい。

(委員) 相談支援制度について、計画相談事業所単体だと困難事例の解決が難しく基幹相談支援センターと連携することがある。場合によっては基幹相談支援センターの関わりまで届かないで、選択肢としては、「特に利用したことはない」ということになる。何か少しでもどこかと繋がっている人なのか、繋がっていない人なのか調査で見える形にするために障害者福祉課の窓口を入れるのはどうか。

⇒ (遠藤課長) 障害者福祉課のワーカーも関り具体的な相談の流れの中で基幹相談支援センターの役割を知る人が多いと思うが、一般的に就労支援センター、基幹相談支援センター、地域活動支援センター「ポケット中央」はまだまだ知られていない。これから利用する方も多くいると思い、各センターの認知度を聞く設問としている。

(委員) 身体・難病の調査票、問 39「あなたは障害があることで、差別を感じたり嫌な思いをしたことがあるか」について、「差別を感じたり」は差別解消法のことを意味していると思う。「嫌な思い」は、皆さんどんな小さなことでも感じていると思う。差別解消法に関しての聞き方としては、「嫌な思い」はいらぬと思う。

⇒ (遠藤課長) ご指摘の「嫌な思い」は、確かに社会的障壁としての差別とは別のものなので文言を改めたい。

(是枝委員長) いくつか指摘や意見があったので、できる範囲で反映していただきたい。

また、委員の方々にはもう一度細かく見ていただき、気づいた点があれば事務局に伝えていただきたい。

(2) 中央区障害者優先調達推進方針について【資料 2】

○遠藤障害者福祉課長より説明

- ・障害者優先調達推進法に基づき、中央区の事務事業における物品の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するのが目的。毎年区の方針を前年度の調達実績と併せてホームページに掲載している。

- ・平成 30 年度実績は平成 29 年度実績よりも 1 千万ほど増加しており、主な要因としては防災物品・備蓄品の入替があったためである。
- ・契約部門と連携して区の内部でも呼びかけは行っているが、納期が限られていることや福祉施設の受注できる量の関係もあり、中々伸びていかない現状がある。今後も物品の調達納期やどれぐらいの量を受け入れられるのか、就労支援事業所と区で連携をしながら調達が伸びていくように取り組んでいきたい。

(3) その他

○遠藤障害者福祉課長より報告

- ・前回の協議会において委員から質問を受けていた、中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」の事業実績について報告を行った。
- ・次回、第 6 回の開催については、12 月中旬を予定している。

以上